

## 1 基本方針に関する質問回答書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	1	1				用語の定義	民間事業者(=事業者)とは、事業スキーム図(6頁)に基づき、入札参加者とSPCを総称するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	2				目的	再資源化物の原料の一部に下水汚泥が含まれています。下水道汚泥の成分によっては再資源化物の販売に影響を及ぼすリスクが考えられます。そのリスクは貴市の負担になると考えて宜しいでしょうか。また、下水道汚泥含水率以外の成分についても御教示願います。	下水汚泥の性状については下水道法で定める基準値以内で搬入します。下水汚泥の性状が原因であると事業者が立証した場合は、市の負担と考えております。後段について、入札公告時に示します。
3	1	2				目的	「汚泥を効率的かつ効果的に再資源化(炭化)する施設」とありますが、炭化とされた理由をご教示下さい。	有効利用方法の多様性及び地域特性等の観点から、再資源化として炭化を選定しました。
4	1	3				DBO方式	DBO方式とした理由をご教示下さい。	事業者の技術力等の活用、安全・安定性の確保、市の財政負担の軽減等の観点から、DBO方式を選定しました。
5	1	4				リスク分担	事業範囲が示されていますが、本事業に係る官民のリスク分担を示す「リスク分担表」については、今後御提示戴けるものと考えて宜しいでしょうか。	官民のリスク分担の詳細について、入札公告時に示します。
6	1	5				SPCの設立	維持管理・運転委託契約はSPCと締結する、又「SPCの登記上の本店所在地は薩摩川内市内」とありますが、SPCを設立する代わりとして代表企業が薩摩川内市内に事業所を設立の上、運転委託業務を直接薩摩川内市から受託することは可能でしょうか。	基本方針に示すとおり、SPCを設立してください。
7	1	5				契約形態	SPC設立は平成24年4月の維持管理・運営開始前までに登記を済ませることよろしいでしょうか。	SPCは平成21年度に予定する基本契約締結前までに設立・登記を済ませてください。
8	1	5				用語の定義	「選定された入札参加者の構成員」、「事業者の構成員」及び「落札者の企業」とは、全て同義と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	2	5				契約形態	SPCの取締役は構成員(SPC出資株主企業)の中からの兼務でかまわないでしょうか。またその場合常勤は不要だと考えて宜しいでしょうか。	前段について、事業者の提案に委ねます。後段について、事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
10	2	5				契約の形態	設計業務委託契約を締結はしなければなりませんか？(建設JVで設計業務を行うことは可能ですか？)	基本方針9-(2)-①の要件を満足する建設JVの構成員により、設計業務を行うことは可能ですが、当該場合においても、建設JVと当該構成員との間で設計業務委託契約を締結し、責任の所在を明確にすることを求めます。
11	2	5		②		契約の形態 SPCの設立, 出資条件	「落札者の企業は全員出資を行う」との記載があり、これは一般的なPFI事業では認められる出資を伴わない構成員(=協力企業)は認めないのご主旨でしたら、認められない理由をお教え願えませんでしょうか？	本事業では、事業期間全般に亘って、当該構成員の全てが主体的に責任を持って関与していただくことを考えています。
12	2	5		②		契約の形態 SPCの設立, 出資条件	「落札者の企業は全員の出資比率50%を超えること」とありますが、これは落札者以外からの出資を50%未満の範囲で認めるとの解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、代表企業が全出資者中最大となることとします。
13	2	5		②		契約の形態 SPCの設立, 出資条件	「出資金は1億円以上」とありますが、1億円という金額は応札者にとってハードルの高いものと感じられます。この金額としたお考えをお教え願えませんでしょうか？	長期に亘る本事業を、安定、安全かつ適正に進めていく上で必要と考えられる出資金額として規定しております。
14	2	5		②		落札者の企業	ここでいう「落札者の企業」とは、落札者の代表企業のことを示しているのか、ご教示下さい。	No.8の回答を参照ください。
15	2	5		②		出資基金は1億円以上とし	出資企業の合計が1億円以上なのか、各企業の出資額がそれぞれ1億円以上なのか、ご教示下さい。	出資額については、出資者の出資総額(合計)が1億円以上となるようお願いいたします。
16	2	5		②		落札者以外の出資	「落札者の企業は全員の合計で出資比率50%を超える」とあることから、入札参加者以外でSPCへの出資者が認められるものと拝察致します。この場合、入札時には「入札参加者以外の出資者」を明らかにする必要がないと考えて宜しいでしょうか。	入札参加者以外の出資者についても、可能な限り明示することを求めます。
17	2	7	(2)			維持管理業務に対する支払額の平準化	「支払額の平準化についても、一定の配慮を行う」とありますが、事業者の提案に基づき、支払額が変動する場合でもサービス対価が支払われるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	2	7	(2)			処理委託費	「支払額の平準化についても、一定の配慮を行うものとする。」とありますが、これは貴市と事業者のどちらが行うのでしょうか？また、貴市が行う場合の基準をご教示ください。	支払額の平準化について、提案書作成及び入札に際して、事業者に合理的かつ可能な範囲で配慮を求めるとします。
19	2	7	(2)			処理委託費	「また、物価変動に基づき、年に1回改定」とありますが、物価変動の定義をご教示ください。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
20	2	7	(2)			変動費	処理委託費のうちの変動費の対象及び査定方式は8月の入札公告時にご教示願えますでしょうか。	入札公告時に示します。
21	2	7	(2)			維持管理支払額の平準化	「支払額の平準化についても、一定の配慮を行うものとする」とありますが、8月の入札公告時に許容範囲をご提示頂けますでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
22	2	7	(2)			処理委託費	固定費、変動費及び維持管理に要する費用項目について8月の入札公告時にご教示願えますでしょうか。	入札公告時に示します。
23	2	7	(2)			処理委託費	物価変動とは具体的にどのような数値(公表されている)を予定されているのでしょうか。	入札公告時に示します。
24	2	7	(2)			処理委託費	「業務実績に応じて変動させた金額」とありますが、変動の基準になる事由について具体的にご教示下さい。	入札公告時に示します。
25	2	7	(2)			処理委託費	「支払額の平準化についても、一定の配慮」とありますが、15年分の処理委託費の合計額を単純に15年4半期で分割した割賦払いとし、全事業期間を通じて一定金額とすることが望ましいとの理解でよろしいでしょうか？	処理委託費のうち維持管理業務にかかる費用について、毎年度の支払額の変動が少なくなるような配慮を事業者の提案に求めるという趣旨です。
26	2	7	(3)			再資源化物の買取単価	「事業者は、再資源化物の市からの買取単価の提案を行い・・・事業者自らの責任において行う」とありますが、合理的な理由(不可抗力、物価変動、その他事業者帰責事由以外の事象)に基づいた当該リスクの官民分担がなされるものと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
27	2	7	(3)			再資源化物(炭化物)の有効利用	再資源化設備を炭化設備に選定した理由を御教示願います。	No.3の回答を参照ください。
28	2	7	(3)			再資源化物(炭化物)の有効利用	再資源化物製造の1つの目的として『SPCが販売し、利益を得る』ということがあると考えられます。本計画においてその目的を達成するために、長期間安定して販売できる再資源化物に変更してもかまわないでしょうか。	基本方針に示すとおり、有効利用する再資源化物は炭化物とします。
29	2	7	(3)			再資源化物(炭化物)の有効利用	長期間再資源化物販売に関するリスク分担について貴市の考え方を御教示願います	入札公告時に示します。
30	2	7	(3)			炭化	「再資源化(炭化物)」とされていますが、他の処理方法を認めないとの解釈でよろしいでしょうか？他の処理方法と炭化処理を組み合わせることも認められないのでしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。後段について、他処理方法と炭化処理を組み合わせることは認められません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
31	2	7	(3)			買取数量	処理施設の効率的な稼働や販売などの運営面を考えると、常に一定量の原料受け入れが望ましいと考えます。原料が増減した場合に被るリスクについて、支払い金額が増減する理由として買取数量以外の事項を加えてもよろしいでしょうか？	し尿等処理対象物の質・量の変動に関する市民リスク分担については、入札公告時に示します。
32	3	7	(3)			再資源化物(炭化物)の販売	前項(2)以外の事業費、つまり電気・ガス・水道料金など光熱費や燃料費、その他費用は全て再資源化物(炭化物)の販売によって賄われるべきとの解釈でよろしいでしょうか？	事業者が維持管理・運営期間中に負担する費用については、市から事業者を支払われる処理委託費、及び事業者の直接収入である再資源化物(炭化物)の販売収入により賄うものと考えています。
33	3	7	(3)			再資源化物(炭化物)の有効利用	「事業者は、再資源物(炭化物)の市からの買取単価の提案を行い」とありますが、事業者が製品化後のものを市から買い取ると解釈すると、再資源化に関わる諸費用は別途市からSPCに支払われることになるものと思われま。事業者が市から買い取る物質の性状は製品化着手前の原料、すなわち乾燥汚泥やケーキの類と考えるべきでしょうか？	事業者が市から買い取る物質の性状については、製品化後の炭化物となります。なお、再資源化のための対価は、処理委託費(固定費及び変動費)として、市からSPCに支払われます。
34	3	7	(3)			再資源化物(炭化物)の販売	本施設から発生しうる消化ガス・メタンガス・二次的な排気熱などの各種エネルギーの販売やこれらに類する再資源化以外の周辺収益を事業者側が目論むことは可能でしょうか？	当該エネルギーの販売等については、認められません。ただし、炭化の処理プロセスに大きな変更なく、当該エネルギーを本施設内でライフサイクルコスト縮減及び地球温暖化対策に資するために利用することは認めます。
35	3	7	(3)			再資源化物(炭化物)の有効利用	「販売などの一切の業務は、事業者自らの責任において行う」とありますが、一部を市の施設、あるいは市が関係する諸団体にて購入する予定などございませんか？	事業者自らの再資源化先としては、市の施設等での利用は、計画上、勘案しないください。
36	3	7	(3)			事業者は、再資源化物(炭化物)の市からの買取単価の提案を行い、	買取単価の提案は、年度毎に行うと理解して良いか、ご教示下さい(市場価格は経済状況の変化に連動し、変動すると考えられます)。	買取単価は、提案書提出時に事業者から示されるものとします。ただし、社会経済状況の変化に応じて、見直しを実施できるものとします。
37	3	9	(1)	②		構成員の役割	「各々の構成員が適切な役割を担う」とありますが、「適切な役割」の意味を具体的に御教示願います。	提供するサービスの品質確保や、経済性等の観点から、最適な事業実施となるように役割分担を提案してください。
38	3	9	(1)	④		参加資格確認	現時点で想定されている参加資格確認の時期を御教示願います。	入札公告後1ヶ月前後を想定しています。詳細については、入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
39	3	9	(2)	①	ア	設計業務を行う者	複数社で設計を行う場合の全社の条件として『一級建築士事務所登録』とあります。これについて本計画においては建築確認申請時に必要な事だと考えます。その場合複数の一級建築士事務所申請するものではありません。従いまして、これについては1社が一級建築士事務所登録を行っていれば良いという条件で問題無いと思われます。	基本方針に示すとおり、全ての企業が一級建築士事務所の登録が必要です。
40	3	9	(2)	①	ア	設計業務を行う者	例えば一級建築士事務所登録を本社で登録しており、貴市に入札参加資格申請を提出した委任先が一級建築士事務所登録されていない場合、参加は本社として問題ないでしょうか。	委任先で条件を満たせない場合は、本社が条件を満たしていれば良しとします。
41	3	9	(2)	①	ウ,エ	入札参加者の資格要件	代表企業が設計業務を兼ねる場合は、設計業務委託契約を省略することは可能でしょうか。	設計業務委託契約の締結は必要となります。No.10の回答を参照ください。ただし、建設業務を1企業単独で行い、当該企業が設計業務についても、同じく単独で行う提案の場合は、設計業務の委託契約は不要となります。
42	3	9	(2)	②	ア	建設業務を行う者(建設JV)	土木一式、建築一式、清掃施設工事について各工事を実施するための各々の担当する工事の特定建設業の許可は、貴市に指名願を提出した者で本社からの委任先がその登録を行っていない場合、本社で建設業の許可があれば問題ないと考えますが、宜しいでしょうか。また、一般建設業の許可業者は不可でしょうか。	委任先で条件を満たせない場合は、本社が条件を満たしていれば良しとします。後段については、基本方針に示すとおり、一般建設業の許可業者は不可です。
43	4	9	(2)	②		入札参加者の資格要件	建設JVで参加する場合において、「本社以外の支社等(受任先)で建設JVに参加する場合は、受任先が①の要件を満たす必要がある」となっていますが、①の要件とは「設計業務を行う者(設計企業)」の資格要件のことでしょうか。また、「本社以外の支社等(受任先)で建設JVに参加する場合は、受任先が①の要件を満たす必要がある」とする理由をご教授願います。	基本方針9-(2)-①の要件ではなく、同書9-(2)-②-アの要件の間違いです。入札公告時に修正して示します。
44	4	9	(2)	②		入札参加者の資格要件	本施設の建設を複数の企業で行う場合、「…全ての企業が次のア及びイの要件を満たす必要がある…」となっており、また「ア」では「…各建設工事を実施するための各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。」となっていますが、参加する全ての企業それぞれが入札公告時に提示を予定されている「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「清掃施設工事」にかかる総合評定値以上の総合評定値を全ての工事(土木一式工事、建築一式工事及び清掃施設工事)において有していなければならないのでしょうか。	特定建設業の許可については、建設業務を行う企業が担当する工事について有することを求めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
45	4	9	(2)	②		建設業務を行う者の参加要件	「受任先が①の要件を満たす必要がある」とありますが、①とはどこに記載があるのでしょうか？	No.43の回答を参照ください。
46	4	9	(2)	②	ア	入札参加者の資格要件	本社以外の支社等(受任先)で建設JVに参加する場合、各建設工事を実施するための各々の担当する工事の特定建設業の許可を受任先で受けていなくても本社で受けていれば参加資格要件を満たすことになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、その場合、本社が構成員となる必要があります。
47	4	9	(2)	②	イ	入札参加者の資格要件	本施設の建設を複数の企業で行う場合、参加する全ての企業それぞれが市の平成20年度及び21年度建設工事等入札参加有資格において、土木一式工事、建築一式工事及び清掃施設工事全てで有資格を有していなければならないのでしょうか。	No.44の回答を参照ください。
48	4	9	(2)	②	イ	建設業務を行う者(建設JV)	入札参加資格申請の追加受付は可能でしょうか。	入札参加資格申請の追加受付は原則行っておりません。しかし、本事業は広く事業者を公募し、競争性を高めることを目的としているため、本事業に参加意志のある方は、本質問回答の問い合わせ先にご相談ください。
49	4	9	(2)	②	イ	建設業務を行う者(建設JV)	建設JVで申請する場合、どの企業に入札参加資格があるか確認が必要になります。短期間で建設JVを構成するためには、平成20年度、21年度建設工事等入札参加有資格者の公表が好ましいと思われま。公表願います。	平成20・21年度の薩摩川内市建設工事入札参加資格については、平成20年7月に本市ホームページで公表する予定です。
50	4	9	(2)	②	ウ、エ	建設業務を行う者(建設JV)	水処理、再資源化の実用施設の建設実績は完成実績でしょうか。また、水処理、再資源化の方法についての条件だけであり、規模の条件は無いと考えますが、宜しいでしょうか。	基本方針に示すとおり、性能指針の条件を満たすことを求めます。資源化施設については、ご理解のとおりとします。
51	4	9	(2)	②	ウ、エ	建設業務を行う者の資格要件	基本方針4ページの9(2)②ウ・エに建設業務を行う者の資格要件(建設実績)が記載されております。ウ・エに記載されている実績条件を満たす企業の100%子会社である維持管理企業(汚泥再生処理センターの改造・補修に豊富な実績を持ち、かつ施設建設の技術的知見を十分に有している。)であり、かつ、監理技術者・現場代理人について当該実績条件を満たす工事の施工経験を有する技術者を配置できる企業について、資格要件(建設実績)を認めていただくことは可能でしょうか？	建設業務を行う者の資格要件については、基本方針に示すとおり、実証施設・実用施設の建設実績を有することが条件のため、構成員となる企業が条件を満たすことを求めています。ご質問の資格要件(建設実績)については認めることはできません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
52	4	9	(2)	③	ア	維持管理・運営企業の資格要件	し尿、浄化槽汚泥、下水の各々に対して、70kL/日以上かつ1年以上稼働している施設の維持管理・運営実績を有する必要があるのでしょうか。	当該処理対象物のいずれかにおいて該当していればかまいません。また、当該処理対象物を混合処理する場合においては、その合計量が該当しているのであればかまいません。
53	4	9	(2)	③	ア	維持管理・運営業務参加資格要件	維持管理・運営実績について、日数や年数などの条件はありますか？	基本方針に示すとおり、1年以上の稼働している施設の維持管理・運営実績とします。
54	4	9	(3)	③	ア	「下水の処理施設の維持管理・運営実績」について	文頭に、「水処理施設として、平成12年10月以降に設計したもので、70KL/日以上処理量かつ1年以上稼働している」とあるが、下水の処理施設としては「水処理施設として、平成12年10月以降に設計したもので、70m3/日以上処理量かつ1年以上稼働している」と読み替えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	4	9	(2)	③	ア, イ	維持管理・運営を行う者(維持管理運営企業)	維持管理・運営の企業条件として『～の施設を維持管理・運営の実績があること』と記載されています。この『運営』はどのような業務を指すのか具体的に御教示願います。(ユーティリティー(電力、薬品など)、機器補修、運転管理を含めた包括運転管理の実績を指すのでしょうか。)	包括的民間委託の契約形態による実績まで求めるものではなく、長期・単年を問わず、従来の委託契約として施設運転管理を実施した実績を認めるものとします。
56	4	9	(2)	③	イ	維持管理・運営業務参加資格要件	維持管理・運営実績について、日数や年数などの条件はありますか？	1年以上を条件とし、入札公告時に示します。
57	4	9	(2)	③	イ	維持管理・運営を行う者の資格要件	「もしくは焼却・ガス化溶接施設に対し30t/日以上」とありますが、本資格は、焼却施設に対し30t/日以上(処理量)の維持管理・運営実績で満たしますか？	条件を満たします。 なお、焼却施設又はガス化溶融施設にて、当該維持管理・運営実績を満たすことを求めます。
58	4	9	(3)	③	イ	「焼却・ガス化溶融施設」について	「焼却・ガス化溶融施設」とあるのは、「焼却及びガス化溶融施設」と「焼却又はガス化溶融施設」のどちらに読み替えたらいのでしょうか。	当該規定について、「焼却施設又はガス化溶融施設」という趣旨です。
59	6	参考資料				事業スキーム図	「建設JV」内の「その他建設企業」は、どのような企業(業務役割・業種等)を想定されているのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
60	6	参考資料				事業スキーム図	「SPC株主企業」内の「その他企業(構成員)」は、どのような企業(業務役割等)を想定されているでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 有効利用企業について、事業スキーム図に示すとおり、必ずしも入札参加者の一員としてSPCへの出資等の必要はなく、SPCと直接、所要の契約を締結することが可能です。また、構成員とならない場合は、複数の入札参加者の有効利用先企業の提案先となることが可能です。
61	—	—	—	—	—	—	環境アセスメントは公表可能なものだと考えられますので、公表願います。	入札公告時に、ご質問に関連する資料の提出時期を含め示します。